

書面掲示事項のウェブサイトへの掲載

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてWebサイト上にも掲載いたします。

施設基準について

■指定医療機関

保険医療機関

労災保険指定医療機関

■医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めています。受診歴、薬剤情報、その他必要な情報を取得活用して診療をおこなっております。

■選定療養費用

選定療養を受ける場合は保険診療との併用が認められ、費用は「保険診療費用」と「自費診療費用」を合わせた「選定療養費用」となります。

例えば、通常の白内障手術の場合は「保険診療費用」のため、負担割合は健康保険で定められた負担割合（1~3割）です。

多焦点眼内レンズを用いた白内障手術の場合は、「保険診療費用」に加えて、特殊な多焦点眼内レンズにかかる追加費用（挿入する多焦点眼内レンズによって異なります）と、追加検査料金の「自費診療費用」を足した「選定療養費用」になります。

「自費診療費用」の分は保険がききません。

■外来後発医薬品使用体制等加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）を行うことで、特定の銘柄にかたよらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供できるよう努めています。

※医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

■保険外負担に係る費用

当院では以下の事項について、実費のご負担をお願いしております。

- ・診断書（当院書式のもの）：2,000円（税込）
- ・診断書（当院書式以外のもの）：4,000円（税込）

■明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供の観点から明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は、受付にてその旨をお申し出ください。なお、労災保険・自費診療については、発行の対象外となりますので、予めご了承ください。

■コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療に係る費用は次の通りです。

- (初診料) : 291点
- (再診料) : 75点
- (明細書発行体制等加算) : 1点
- (コンタクトレンズ検査 1) : 200点

※ コンタクトレンズ装用のための受診の方でも診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

※ コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診を算定します。

診断医師名：水野史門

眼科診療年数: 24年

■短期滞在手術等基本料 1

当院では短期滞在手術基本料 1 に関する施設基準を満たし届出しております。

この基準を満たす手術に対する体制が整備されています。

個人情報保護に関する掲示

当院における個人情報の利用目的

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

① 当院が患者に提供する医療サービス

② 医療保険事務

③ 患者に係る当院の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・療事故等の報告
- ・該患者の医療サービスの向上
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

④ 他の事業者等への情報提供

- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者への医療提供に関する利用

⑤ 療費請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関するよびその委託
- ・春查支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)
- ・客查支払機関又は保険者への照会
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

⑥ 事業者等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、

事業者等へのその結果の通知

⑦ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

⑧ 当院の教育

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

⑨ 外部監査機関への情報提供

付記

- 1.のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

水野眼科 管理者(院長)：水野史門